

第9回自転車通行空間ネットワーク計画調整会議

日時：令和7年2月12日（水）10：00～11：00

場所：WEB開催（Teams）

（対面の場合：東京都庁第二庁舎7階7A会議室）

議 事 次 第

I. 開会

II. 議題

- (1) 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱の改定について【資料1】
- (2) 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況について【資料2】
- (3) 自転車通行空間整備状況について【資料3】
- (4) 東京都の自転車活用推進計画について【資料4】
- (5) 自転車通行空間整備事例の紹介【資料5】
- (6) 自転車シェアリングについて【資料6】
- (7) 自転車安全利用の促進に向けた取組【資料7】
- (8) 関東地方整備局からの資料提供【資料8】
- (9) 警視庁からの情報提供

III. 閉会

【配付資料】

- 資料1 ・ 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱 改定（案）
- 資料2 ・ 東京都内自治体の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況
- 資料3 ・ 東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況
- 資料4-1 ・ 東京都自転車活用推進計画について
- 4-2 ・ 東京都自転車活用推進計画 概要版
- 資料5-1 ・ 東京都内直轄国道の自転車通行空間整備事例
- 5-2 ・ 都道における自転車通行空間整備事例
- 5-3 ・ 港区道における自転車通行空間整備事例
- 資料6 ・ 自転車シェアリングの普及促進に向けて
- 資料7-1 ・ 自転車乗車用ヘルメット着用促進動画の活用について
- 7-2 ・ 自転車貼付用ステッカー及び
 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」の活用について
- 資料8-1 ・ ブルーレーンについて
- 8-2 ・ 自転車通行空間整備に対する防災、安全交付金による支援

【資料1】

赤字：改正箇所

平成29年1月23日
令和元年11月11日改正
令和7年2月 日改正

自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱（改正案）

（名称）

第1条 本会は、自転車通行空間ネットワーク調整会議（以下「本会議」という。）と称する。

（趣旨）

第2条 自転車利用における安全性や快適性・回遊性の向上とともに、自転車利用者の更なる推進に資するため、計画的な自転車通行空間のネットワーク形成に向けた課題の整理や対応の検討、及び事業調整等を行うなど、自転車通行空間ネットワーク計画の策定及び実現に向けた連携・協力の促進を図る。

（所掌）

第3条 本会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）自転車利用・事故の状況等に関すること。
- （2）政策や動向等に関すること。
- （3）自転車ネットワーク計画の策定等に関すること。
- （4）その他必要と認められること。

（運営）

第4条 本会議は、別表1に示す会員により構成する。

- 2 本会議は、必要な関係者の参加を求め、意見を聴取することができる。

（調整部会の設置）

第5条 本会議で検討すべき内容に係る調整及び個別課題を検討するため、本会議の下に調整部会を設ける。

- 2 調整部会の構成は、別表2に示すとおりとする。
- 3 調整部会の円滑な運営を図るため、幹事を設ける。
- 4 幹事は、各エリアから1自治体とし、各エリアの代表として調整会議に出する。

なお、幹事以外の自治体であっても、調整会議に出席することができる。

- 5 次期幹事は、自治体番号の若い順とし、輪番制として年度毎に次期幹事へ引き

継ぐ。

（会議）

第6条 本会議は、非公開とする。

なお、本会議における資料および議事要旨については、会議終了後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 本会議及び調整部会の事務局は、東京国道事務所、相武国道事務所及び東京都建設局道路管理部に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会議で協議することとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年11月11日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年2月 日から施行する。

東京都内自治体の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定状況

【資料2】
令和7年2月

2024年12月末時点

- 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画策定済（23自治体）※
- 自転車活用推進計画策定済（1自治体）
- 自転車ネットワーク計画策定済（6自治体）

※NW計画が位置付けられた自活計画を含む



第8回会議後に策定を確認し、更新した自治体は以下のとおり

- 自転車活用推進計画：中央区・品川区・杉並区・北区・足立区・八王子市・武蔵野市
- 自転車ネットワーク計画：町田市

東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況(区部)

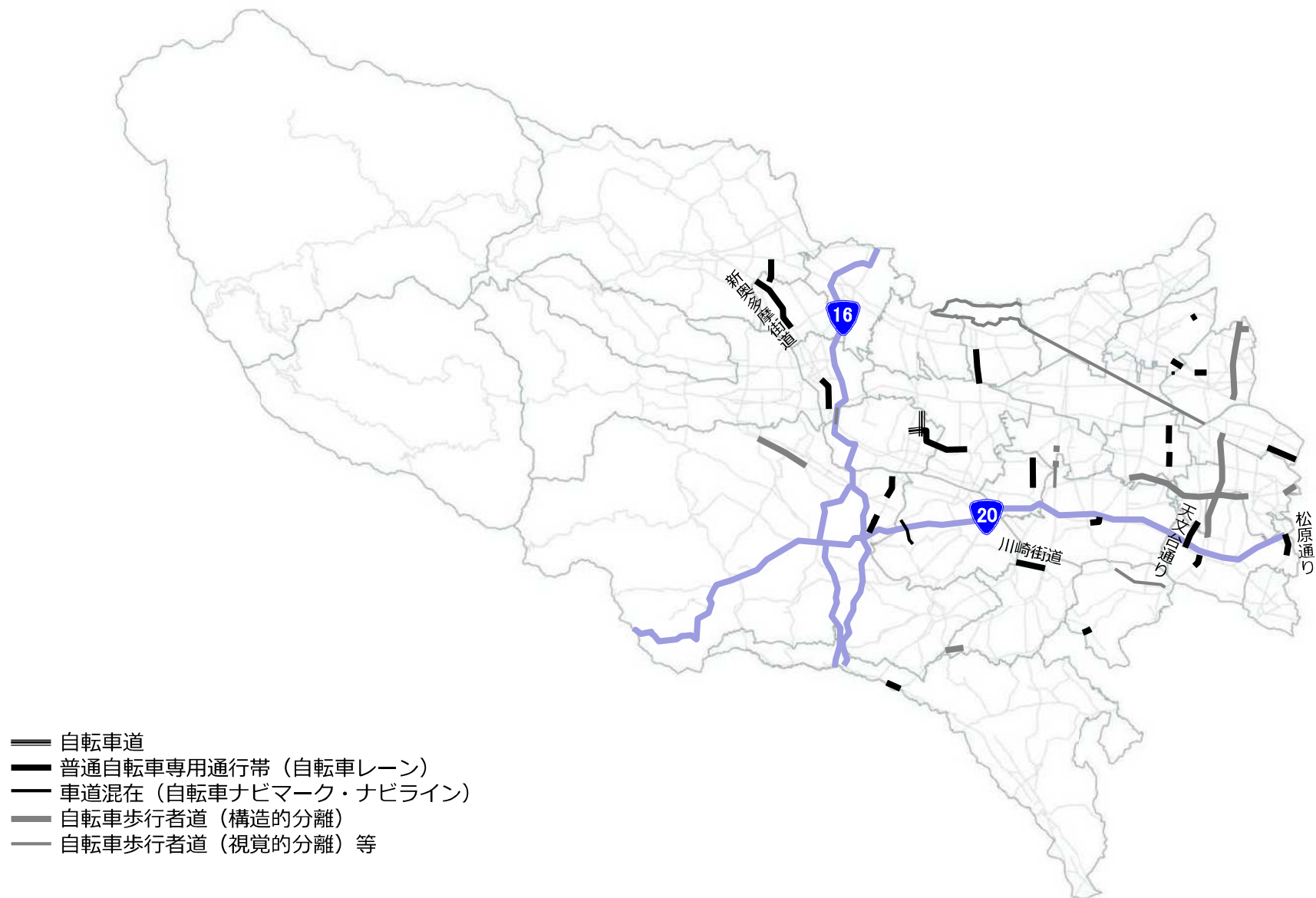
【資料3】
令和 7年2月

2023年度末時点



東京都内の国道及び都道における自転車通行空間の整備状況(多摩部)

2023年度末時点



○ 東京都自転車活用推進計画

- 令和3年5月に「東京都自転車活用推進計画」を改定
- 目指すべき将来像や近年の自転車に関わる動向を踏まえ、主に**自転車ネットワーク**の形成、自転車**安全対策**の強化、**自転車シェアリングの広域利用**の促進、**新しい日常**への対応の4点の施策について積極的に取組を推進

※都の自転車活用推進計画HP→https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/katsuyo_suishin.html

・ 2023年度末時点の進捗

東京都自転車活用推進計画における指標・目標値

	施策	指標	現況値 (2021年5月時点)	2023年度末	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間	320km (2020年度)	約392km (2023年度)	約570km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	32km (2020年度)	38km (2023年度)	約45km※1 (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	22区市 (2023年度)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	22区17市 (2023年度)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	19,487台 (2020年度)	15,474台 (2023年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	456区域 (2023年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルート の整備	7.5km (2019年度)	10.0km (2023年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	約30閲覧/日 (2021年2月※2)	約74閲覧/日 (2023年度)	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2020年)	32人 (2023年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	10,407件 (2020年)	14,525件 (2023年)	7,000件以下 (2025年)

※1 2022年10月に約51kmへ改定
 ※2 2020年10月から2021年2月までの期間

※ 都の自転車活用推進計画等を参照し、各区市町村におかれましても**地方版自転車活用推進計画の策定**をお願いします

東京都自転車活用推進計画 概要版

1. 概要



1. 計画の位置づけ

- 自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するもので、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。

2. 計画の目的

- 東京都は、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするために、集約型の地域構造への再編を進め、車中心から人中心の、居心地が良く歩きやすい都市づくりを促進していくこととしている。
- 将来の都市づくりにおいて、自転車を環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、重要な交通手段の一つとして、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていく。
- 新型コロナ危機を契機として、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進める視点からも、自転車活用を推進していく。

3. 計画の区域

- 東京都全域（区部及び多摩・島しょ）とする。

4. 計画の期間

- 自転車活用を推進するに当たり、中長期的な施策の効果発現を目指すとともに、本計画と関連を有する各種計画との整合を図るため、期間は2030年度までとする。



東京都自転車活用推進計画の位置付け

2. 目指すべき将来像



【環境形成】

- 自転車通行空間をネットワーク化するとともに、通勤や買物、宅配や観光等、様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを確保するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出
- CO₂排出量の削減や大気環境の改善を図るため、自転車利用が進み、自動車交通への依存度が低減した、誰もが環境に配慮した移動手段を活用できる社会の実現
- 地域特性に応じた公共交通との連携による、誰もが使いやすく自由な移動を可能とする自転車利用環境の創出
- 大規模再開発や無電柱化事業等のまちづくりと連携した自転車通行空間の確保による、自転車利用環境の整備推進・活発な都市活動の実現 等

【健康増進】

- 公園の多目的活用が進み、四季折々の東京の魅力を体感しながらサイクリススポーツを楽しめる環境の創出
- 日常生活（通勤等）や余暇において、楽しみながら運動をすることにより心身の健全な発達を図るため、身近な場所におけるサイクリング環境の創出 等

【観光振興】

- 歴史的な街並みや文化・芸術施設、水辺空間などが融合した都市を自転車で巡ることにより、東京を訪れた国内外の人々が様々な魅力実感
- 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自転車競技が身近に体感できる機会の創出 等

【安全・安心】

- 歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重する交通環境の形成
- 学校、家庭、地域・社会が全体で自転車利用の安全教育を進めることで、誰もが安全・安心して自転車利用できる環境の向上 等

3. 積極的に取り組む事項



- 目指すべき将来像や近年の自転車に関わる動向を踏まえ、主に自転車ネットワークの形成、自転車安全対策の強化、自転車シェアリングの広域利用の促進、新しい日常への対応の4点の課題について積極的に取り組みます。

1. 自転車ネットワークの形成

- 利用促進のための通行空間を整備しネットワーク化を図る

- 区市町村の自転車ネットワーク計画策定の促進
- 国、都、区市町村が連携し、連続した自転車通行空間の整備の推進
- 主要駅やビジネス拠点、観光地等で整備を推進
- 広域的なネットワークの形成に向けた整備推進



普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

2. 自転車安全対策の強化

- 増加傾向にある自転車事故への対策

- 機会を捉え、様々な年齢、利用形態等の人々を対象に安全教育の場を設置
- 自転車通勤者・シェアリング利用者等の新たな自転車利用者層への啓発機会の創出
- 自転車通行環境の整備・促進と合わせた、広報啓発・安全教育・指導取締り等の取組を通じた自転車利用者のルール順守意識の醸成



自転車事故イメージ
(警視庁交通安全情報)

3. 自転車シェアリングの広域利用促進

- 自転車シェアリングの更なる普及

- 利用エリアの広域化に向けた事業者間の連携の推進
- 自転車シェアリングと鉄道、バス等の公共交通との連携強化
- 中長期的には、MaaS による複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境構築



自転車シェアリング

4. 新しい日常への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自転車利用環境整備

- 自転車利用者の増加に伴う、自転車通勤企業の推奨、自転車シェアリングの普及や広域利用の推進、保険加入促進、日常の運動機会創出としてのサイクリングの推進、観光への自転車の活用
- 就労形態や生活様式の多様化に合わせ、自転車乗入台数が多い鉄道駅周辺やビジネス拠点における自転車通行空間の整備及び駐輪環境の充実、郊外等の居住地近隣の自転車利用環境の充実



自転車通勤

4. 実施すべき施策



1. 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～

- 自転車通行空間等の計画的な整備推進
- 総合的な駐車施策の推進
- 自転車シェアリングの普及促進
- 地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
- 放置自転車対策の推進
- まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- 多様なニーズに対応した自転車利用環境の整備促進



自転車通行空間等の整備推進

2. 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～

- サイクルスポーツ振興の推進
- 健康づくりの推進
- 自転車通勤等の促進



海上公園内サイクリングルートの整備

3. 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しむる将来～

- 国際的なサイクリング大会等の開催
- サイクリング環境の創出
- 観光への自転車の活用



自転車マップホームページ

4. 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

- 安全性の高い自転車普及の促進
- 自転車の点検整備の促進
- 自転車の安全利用の促進
- 学校における交通安全教育の推進
- 災害時における自転車の活用

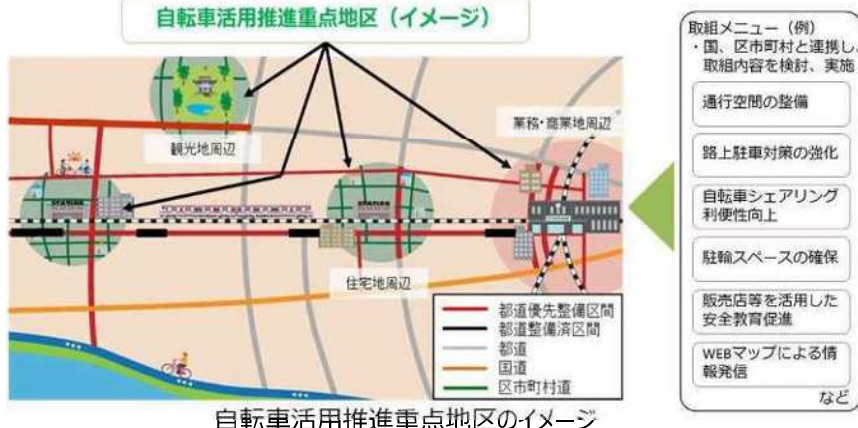


ヘルメット着用啓発リーフレット

5. 自転車活用推進重点地区の設定



- 【目的】
- 地区別の課題に対応したさまざまな施策をパッケージ化し、都や区市等の関係主体が連携して、より良い自転車利用環境の早期実現を図る
 - 継続的に各地区への展開を推進する
- 【取組方針】
- 通行空間等の整備や、交通事故・放置自転車等の課題解決を図るべく一定の範囲を重点地区として設定
 - 地区別に関係主体（国、都、区市町村等）が協働して集中的に取組実施
 - 期間は取組開始から概ね10年間（開始後5年程度で中間評価）



- 【自転車活用推進重点地区の選定】
- 地区特性に応じ、大きく「業務・商業地」、「住宅地」、「観光地」の3つのケースを想定
 - 先行的に取組む「先行推進重点地区」として、「新宿地区」、「吉祥寺・三鷹地区・武蔵境地区」、「晴海・豊洲・有明等地区」を選定
 - 先行推進重点地区の具体的な取組メニューを検討していくとともに、重点地区の他地区への展開に向け、検討

6. 計画のフォローアップ



- 自転車活用を推進するため、国、区市町村や関係部局等を委員とする協議会を設置し、各年度において、施策の取組状況の把握、目標の指標の達成度の検証を行う。また、検証結果を踏まえて、2025年度の中間見直し、2030年度以降の次期計画の検討を行う。
- また、都の自転車施策をまとめた東京都自転車活用推進計画HPを作成して、広く都民への取り組み状況の共有を行う。

指標・目標値の一覧

	施策	指標	現況値	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間等（都道）	320km (2020年度※1)	約570km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	32km (2020年度※1)	約45km (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	19,487台 (2020年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	約30閲覧/日 (2021年2月※2)	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2020年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	10,407件 (2020年)	7,000件以下 (2025年)

※1 整備見込み
※2 2020年10月から2021年2月までの期間

東京都内直轄国道の自転車通行空間整備事例

資料 5 - 1
東京国道事務所

国道1号 白金一丁目交差点～（仮称）高輪台

整備形態：自転車専用通行帯

整備時期：令和6年度

<概要>

- 当該区間は第一車線及び路肩が狭く、停車車両による第一車線の閉塞が課題となっていた
- 道路空間を再配分し、第1車線を自転車専用通行帯に変更
- 自転車専用空間の安全を確保するため、車線との間にラバーポールを設置
- 秩序ある駐車をうながすために貨物車専用駐車枠を設置し、幅広車線の走行位置明示のため、導流帯を設置

位置図

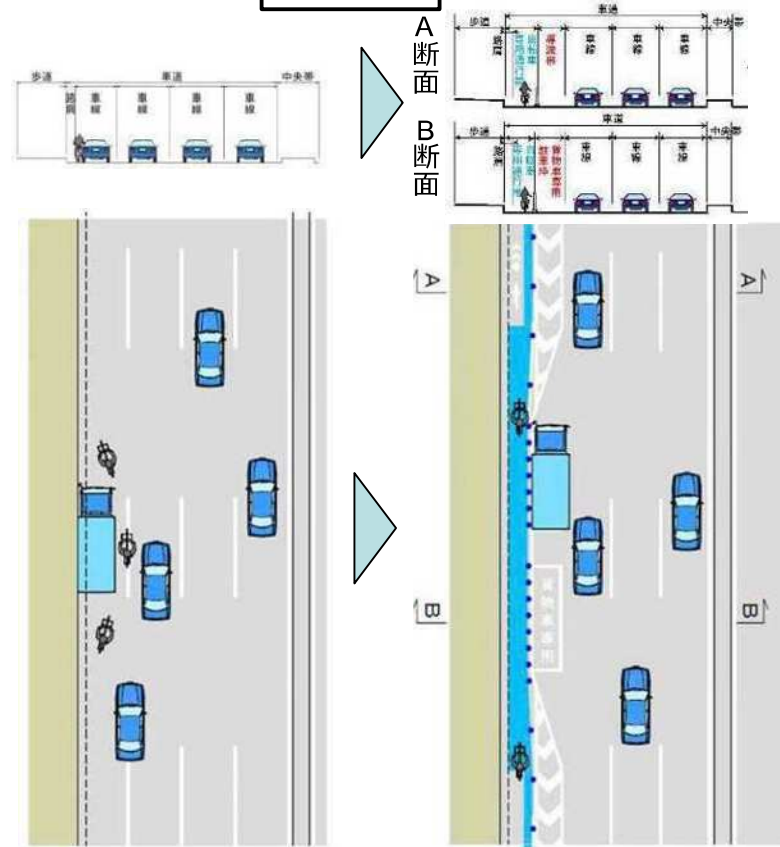


地理院タイルを加工して作成

【整備前】

整備状況

【整備後】



自転車専用通行帯ラバーポール



貨物車専用駐車枠

都道における自転車通行空間整備事例

【既設の道路空間を再編して通行空間を整備】

【資料5-2】

令和7年2月
東京都建設局

特例都道南田中町旭町線（第443号線）

整備形態：普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

整備時期：令和5～7年度（予定）

整備区間：練馬区光が丘6～田柄5



＜整備概要＞

- 当該区間は都営大江戸線光が丘駅に面しており、通勤・通学等による自転車の通行台数が1,795台/12hと多い。
- 駅前による駐停車需要も高く、当該区間にはパーキングメーターが設置されている。
- 自動車交通量が12,548台/日と多く、パーキングメーターの利用も多いことから、車道幅員の変更はせずに中央分離帯の幅を1.75m縮小し、自転車レーンを新たに整備。
- 自動車と自転車の交錯や、隣接する自転車歩行者道とのシフトを考慮し、左側端に自転車専用通行帯を整備。その右側（車道側）に駐車枠を設置する。（パーキングメーターをパーキングチケットに改修）

整備前



整備中

（中央分離帯を縮小）



整備後（イメージ）



都道における自転車歩行者表示板の整備事例

【普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しに伴う整備】

【資料5-2】

令和7年2月
東京都建設局



普通自転車歩道通行可の交通規制
(自歩可規制)の標識

整備内容：自転車歩行者表示板の板面更新

整備時期：令和6年度～

<概要>

- 全交通事故件数が減少にある中、自転車対歩行者の交通事故発生件数は横ばいで推移。自転車と歩行者の交錯問題等があることから、警視庁では自歩可規制を見直し、規制標識の撤去を進め、自転車の車道通行を促進。
- 規制の解除をした路線等では、「自転車は車道寄りをゆっくり通行しましょう」等の表示板が残り、自転車の歩道通行可と誤解を与える内容となっている。
- 「自転車は原則車道の左側」等への表示内容へ更新を進めている。

整備前



整備後



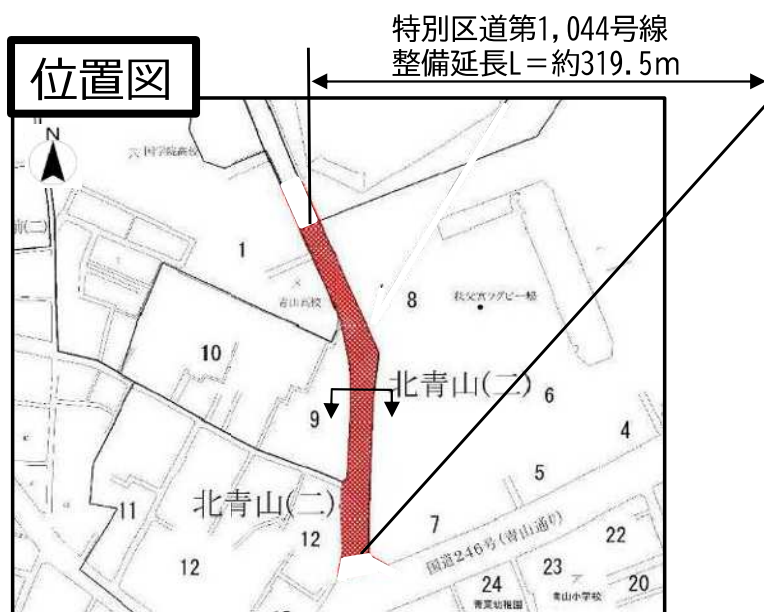
港区道の自転車通行空間整備事例

【資料5-3】
令和7年2月
港区

特別区道第1,044号線 スタジアム通り

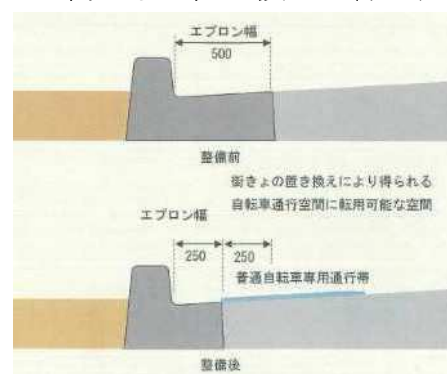
整備形態：自転車専用通行帯

○パーキングメーターが連続する区間であり、車線を塞ぐ車両が多数あることや、周辺施設でのイベント開催時に歩行者が車道にあふれる状況にあることから、歩道の拡幅とともにベイ形式の駐車スペースを確保することで、第一通行帯に自転車専用通行帯を整備した。



①街きよの置き換えによる自転車通行空間への転用

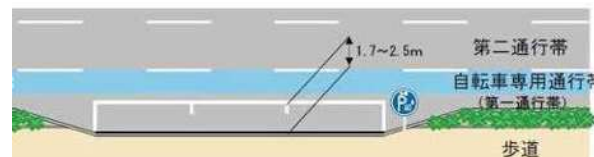
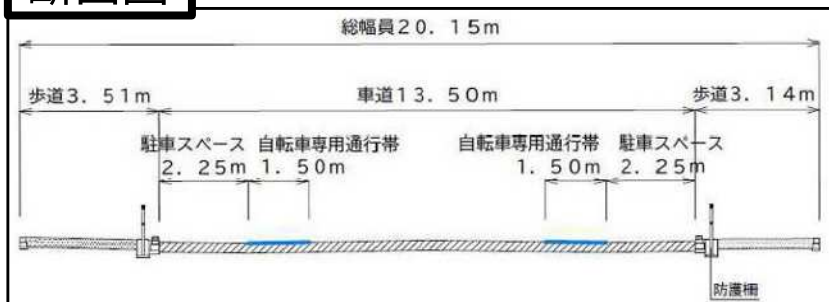
○自転車通行空間の整備に伴い、エプロン幅が500mmの街きよから250mmの街きよへ置き換えを行い、自転車通行空間を確保した。



②パーキング・メーター等設置区間部の設計

○当該地は従前よりパーキングメーターによる駐車スペースが必要なことから、自転車と自動車双方の安全性を確保するため、駐車スペースの車道側に自転車専用通行帯を整備した。

断面図



自転車シェアリングの普及促進に向けて

【資料 6】
令和 7 年 2 月
東京都環境局

【自転車シェアリングポート設置状況】

1 自転車シェアリングの普及状況と都の取組

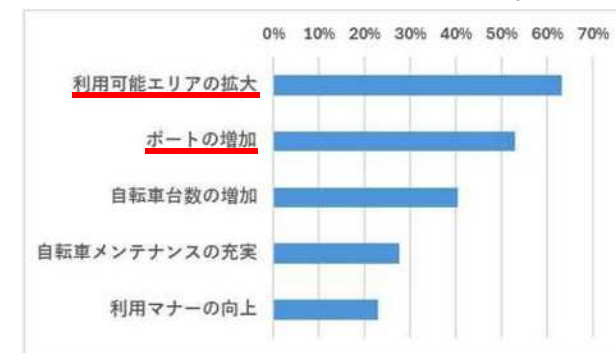
- 自転車シェアリング事業は、自動車利用の減少による環境負荷の低減、放置自転車対策、公共交通の補完、回遊性向上による地域の活性化といった目的から、多くの区市で実施されています。
- 都では、広域利用の促進等に向けて、初期導入における財政的支援やポート用地としての都営地の提供等を通じて、区市の取組を支援しています。
- 令和 3 年 5 月に改訂した「東京都自転車活用推進計画」においては、コロナ禍からのサステナブルリカバリーやCO2削減等の観点から、積極的に推進する事項の一つとして位置付けています。

2 サイクルポートの設置促進に向けて

- 都内では、民有地の他、公園や庁舎等の公有地にも多くのサイクルポートが設置されており、道路においても、サイクルポートが設置されるケースが増えています。一方で、利用者は利用エリアの拡大やポートの増加を要望しており、自転車シェアリングの普及促進を図るためには、サイクルポートの更なる増設が必要です。
- 各道路管理者におかれましては、サイクルポートの設置促進に向けたご理解・ご協力をお願いいたします。



【シェアサイクルに関する改善要望事項】(上位 5 位)



(利用者アンケート調査結果 令和 5 年12月 東京都環境局)

(参考) 道路へのポート設置には交通管理者への申請も必要となります。

(参考) 道路上へのサイクルポート設置状況

- ① 国道 8箇所程度
- ② 都道 15箇所程度
- ③ 区市道 50箇所以上



お台場海浜公園駅



豊洲IHビル前

自転車乗車用ヘルメット着用促進動画の活用について

【作成経緯】

- 自転車ヘルメットの着用が、改正道路交通法で努力義務化
- ヘルメットの着用は未だ習慣化していない（R6.2 都WEB調査 27.0%、R6.7 警察庁目視調査 15.1%）
- ヘルメット非着用理由には、カッコ悪い、髪型が崩れる、周りが被っていない、移動時の保管場所がないなどが多い
→ヘルメットの重要性を自分事として捉えられる動画を作成

【動画の概要】

安全安心を推進するマスコット
キャラクター みまもりいぬ



- ボーイズグループ「OWV(オウブ)」とみまもりいぬが、ドラマやトーク、実験映像を通じて、ヘルメットの重要性やおしゃれなヘルメットの紹介、正しい被り方を伝える内容
- 学生編、ファミリー編、企業編3種 各7分、30秒、15秒あり



「豆腐をヘルメットに入れて落としたら…!？」



「ヘルメットは命を守る大切な相棒」

【活用例】

住民のヘルメット着用を促進するため、各自治体の施策と合わせて、本動画をぜひご活用ください

- 春・秋の交通安全週間や交通安全のイベント、住民向けや企業向けの講習会等での放映
- 自治体交通機関内（コミュニティバス等）での放映
- ホームページへの掲載、各種リーフレットへのバナーやQRの掲載

【下記バナー、QRをクリックすると動画につながります】



- ・ 上記バナーとQRリンク先は「東京動画・ファミリー編(7分)」です。
- ・ バナーや動画データが必要な場合、都担当まで連絡いただければご提供します

6 生 安 総 第 510 号
令和 6 年 11 月 20 日

区市町村
交通安全対策主管課長 各位



東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部交通安全担当課長
山口 紀子
(公印省略)

自転車乗車用ヘルメット着用促進動画の周知について（依頼）

平素より、東京都の交通安全施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路交通法では、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務とされています。

この度、当局では、更なる自転車乗車用ヘルメット着用促進に向け、動画を作成しましたので、区市町村の皆様におきましては、貴自治体で実施する交通安全講習会等に御活用いただきますようお願いいたします。

◆動画の概要◆

【ヘルメットOK?かぶってGO! with OWV】（ファミリー編）ヘルメット着用促進動画

- ・ ボイズグループ「OWV（オウブ）」を起用し、安全安心を推進するマスコットキャラクター「みまもりいぬ」とともに、ドラマやトークを織り交ぜながら、ヘルメットの重要性をわかりやすく、スタイリッシュなイメージで伝えます。
- ・ 本編動画（約 7 分）のほかに、30秒、15秒バージョンがあります。
- ・ 本編動画については、下記のとおりチャプターを設定しておりますので、目的に応じて部分的な放映も可能です。

00:00 オープニング

00:14 ドラマ「ヘルメットがなければ即死だった、ありがとう」

01:34 トーク「ヘルメットってどのくらい大事なの？（都内データ・衝突実験映像）」「保護者の責務」

03:26 トーク「豆腐をヘルメットに入れて落としたら？安全基準って何？」

04:39 トーク「かっこよくて安全なヘルメットってあるの？ヘルメットの被り方は知ってる？」

05:59 ドラマ「ヘルメットは命を守る大切な相棒」

06:42 エンディング

<本編動画>



<30秒動画>



<15秒動画>



※映像データが必要な場合は担当まで御相談ください。



自転車貼付用ステッカーの配布について（令和5年度都民提案採択事業）

【概要】

- ☑ 令和 5 年度の都民提案が採択され、今年度、都民安全推進部において事業化
- ☑ 自転車のルールを啓発する自転車貼付用ステッカーを作成
- ☑ ステッカーが貼られた自転車が街中を走行することで、これを見た街の人々にもルールの啓発が期待できる。

【ご協力のお願い】

✓ 交通安全イベント等での活用

ステッカーは12月にご提供させていただきました。交通安全イベント等における車道通行やヘルメット着用についての呼び掛けに、本ステッカーをご活用ください。

（当部に残部がある限り、追加提供も承ります。）

【左側通行】



【ヘルメット着用】



（都立高校生への配布はコチラ）

【特徴】 ●縦55mm×横40mm ●**反射素材**を使用

【貼付イメージ】



6 生安総第 5 2 7 号
令和 6 年 12 月 6 日

区市町村交通安全対策主管課長 殿

東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部交通安全担当課長
(公 印 省 略)

自転車貼付用シール（ステッカー）の提供及び活用依頼について

平素から、東京都の交通安全施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都では、都民による事業提案制度（都民提案）を受け、「自転車の通行ルール（車道が原則、左側通行）」と「自転車用ヘルメットの着用」の 2 つの交通ルールを啓発する自転車貼付用シール（ステッカー）を作成し、広く都民に配布する事業に取り組んでおります。

このたび、本ステッカーの作成が一部完了いたしましたので、下記のとおりステッカーを送付させていただきます。

交通安全イベントや地域の催し物における配布、各区市町村が所有する事業用自転車（庁有自転車）への貼付等に御活用くださいますようお願いいたします。

【ステッカーの概要】

- デザイン 『自転車は車道が原則 左側通行』 4,000 枚
『ヘルメットじゅんぴ OK!』 1,500 枚
- サイズ W40mm × H55mm
(チラシ 1 枚と併せて W85mm×H110mm の PP 袋に封入の上、提供いたします。)
- その他 再帰反射性を有していますので、配布の際は、薄暮・夜間の時間帯における安全面の観点からも、自転車の泥除けなどへの貼付を呼び掛けください。

なお、今回、各警察署の交通課に対しても同様にステッカーを提供しております（『左側通行』、『ヘルメット』ともに 500 枚）。

また、小学校（3 年生以上）及び高等学校に対しては『ヘルメットじゅんぴ OK!』のステッカーを、中学生に対しては『自転車は車道が原則 左側通行』のステッカーをそれぞれ令和 7 年 2 月以降に都から公立学校各校に配送予定です（国立及び私立学校は、希望校のみに提供予定）。

配布時には重複を避けていただくなど、御留意いただけますと幸いです。

自転車の 安全を学べる アプリ 配信中！

ダウンロードサイト



みまもりいぬ

1

POINT 1

アプリで学習

みまもりいぬとチャーリーの
会話劇による学習コンテンツ。
楽しみながら、自転車の
交通ルール・マナーを学べます。



POINT 2

シミュレーション で体験

ルールを守って運転できるかを
確かめるシミュレーション体験。
5つのコースを用意しています。
安全運転でゴールを目指しましょう！



2

3

POINT 3

試験で合格証ゲット！

試験に合格すると、
本アプリ特製の合格証を発行します。
合格証をゲットすると
素敵な特典があります。[詳細はHPで
紹介します。]



チャーリー

スマホで手軽に
自転車の
ルール・マナーを
学べる無料アプリ

問合せ
東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部総合推進課
TEL.03-5388-3124

令和5年2月発行 リサイクル適性(A) 石油系インクを
この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

東京都自転車安全学習アプリ

りん
輪トレ

令和5年2月 リリース



HPはこちら

ブルーレーンについて

調査日：9月26日～10月31日まで

調査対象：東京都及び東京都内の全市区町村

調査結果：過去これまでにブルーレーンを整備した自治体は、品川区、世田谷区、北区、江戸川区、荒川区、調布市の6自治体で整備箇所は6自治体合計で25箇所整備されている（詳細は次ページ以降参照）

自転車が行き止まる箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交際法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況	
整備の有無	☒ 有・無
■実施箇所	別紙一覧表のとおり
■実施状況	別紙一覧表のとおり
■実施写真	（対策紹介写真を貼付け） 自転車が行き止まる箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交際法により規制されている自転車専用通行帯を除く）：品川区八潮地先 < 整備前 >  < 整備後 > 
■特記事項	別紙一覧表のとおり
■資料	—
■回答者	品川区防災まちづくり部道路課道路維持担当

品川区 帯状の路面標示で整備した一覧

番号	路線名	愛称名 通称名等	箇所		整備延長(km)		整備年度		NW計画 該当有無	備考
			区間起点	区間終点	道路 延長	施設 延長	着手 年度	完了 年度		
1	特別区道準幹線32号	光学通り	品川区西大井一丁目4番	西大井一丁目6番	0.26	0.52	H29	H29	有	
2	特別区道準幹線32号	光学通り	品川区西大井一丁目5番	大井三丁目3番	0.63	1.26	H24	H24	有	
3	特別区道準幹線30号	旧東海道	品川区南大井一丁目19番	南大井一丁目8番	0.34	0.68	H25	H25	有	
4	特別区道準幹線30号	旧東海道	品川区南大井二丁目15番	南大井二丁目3番	0.25	0.5	H28	H28	有	
5	特別区道VI-54号		品川区南大井三丁目29番	南大井三丁目19番	0.22	0.44	H25	H25	有	
6	特別区道準幹線35号	八潮中通り	品川区八潮五丁目4番	八潮五丁目12番	0.56	1.12	H26	H26	有	
7	特別区道準幹線35号	八潮中通り	品川区八潮五丁目10番	八潮五丁目6番	0.42	0.84	H27	H27	有	
8	特別区道II-174号		品川区広町一丁目2番	広町一丁目2番	0.17	0.34	H26	H26	有	
9	特別区道II-24号、49号		品川区大崎一丁目6番	北品川五丁目2番	0.36	0.72	H27	H27	有	
10	特別区道幹線一級3号		品川区大崎三丁目6番	大崎二丁目1番	0.32	0.64	H26	H26	有	
11	特別区道幹線二級14号		品川区東五反田二丁目14番	東五反田二丁目5番	0.35	0.7	H27	H27	有	
12	特別区道IV-105号	立会川緑道	品川区中延五丁目1番	中延五丁目9番	0.16	0.16	H31	H31	有	自転車歩行者専用道路
13	特別区道IV-105号	立会川緑道	品川区中延五丁目6番	中延五丁目14番	0.14	0.14	R4	R4	有	自転車歩行者専用道路
14	特別区道IV-105号	立会川緑道	品川区中延六丁目6番	中延六丁目7番	0.09	0.09	R3	R3	有	自転車歩行者専用道路
15	特別区道IV-105号	立会川緑道	品川区中延六丁目5番	中延六丁目9番	0.16	0.16	R2	R2	有	自転車歩行者専用道路

自転車が行き通る箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況

整備の有無	有・無
■実施箇所	① 世田谷観音通り（世田谷区三軒茶屋1-19～野沢1-35） ② 成城富士見橋通り（世田谷区成城5-2～成城3-4）
■実施状況	① 平成19年度施工 整備延長 約600m ② 平成20年度施工 整備延長 約500m
■実施写真 < 整備後 ①世田谷観音通り >  < 整備後 ②成城富士見橋通り >  ※整備前の写真なし	
■特記事項 ・ 自転車NW計画に位置づけあり ・ 路肩のカラー化を区独自の「自転車走行帯（通称：ブルーゾーン）」として整備形態の一つにしている ※国や東京都の調査では車道混在として計上 ・ 自転車専用通行帯との違いがわかりにくいため、今後、整備形態としての位置づけを検証する予定	
■資料	世田谷区ホームページ（自転車通行空間整備） https://www.city.setagaya.lg.jp/01420/562.html
■回答者	世田谷区土木部交通安全自転車課

自転車が行き止まりの道路として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況	
整備の有無	有・無
■実施箇所	（北1260・1154号・北区王子本町1-18～王子1-11）
■実施状況	（整備延長：約300m、施工年度：平成22年度）
■実施写真	（対策紹介写真を貼付け） 自転車が行き止まりの道路として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）
< 整備前 >  < 整備後 > 	
■特記事項	・ 交通管理者の要望による設置 ・ 自転車NW計画に位置づけられている路線 ・ 車道混在で整備する路線として整備延長0.3kmとして計上している
■資料	—
■回答者	北区土木部交通事業担当課

自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況	
整備の有無	有
■実施箇所	西葛西駅周辺、平井駅南、瑞江駅南 等
■実施状況	整備延長：約6,3km、施工年度：H16～25年度
■実施写真	（対策紹介写真を貼付け） 自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）：江戸川区平井四丁目先 <整備状況>  《江戸川区西葛西三丁目11番先》  《江戸川区平井四丁目8番先》
■特記事項	・江戸川区自転車NW計画上では「ブルーレーン」と位置づけ計上 ・H28年7月の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定や東京オリンピック開催等を背景に、H29年3月「江戸川区NW計画」策定後は新規で整備はしていない
■資料	—
■回答者	江戸川区土木部計画調整課

自転車走行環境整備箇所一覧表（平成27年度末時点）

番号	施工年度(平成)	道路管理者	道 路 名	路線延長	住所(起点～終点)	備 考
1	元年度～5年度	江戸川区	小松川再開発地区	1,740m	小松川1丁目付近～小松川3丁目付近	
2	16年度	江戸川区	虹の広場通り	880m	西葛西7丁目3地先～中葛西7丁目9地先	
3	18年度	江戸川区	虹の道	380m	西葛西5丁目9地先～西葛西5丁目1地先	H23年度、「自転車専用通行帯」として再整備
4	19年度	江戸川区	平井街路2号	230m	平井4丁目8地先～平井4丁目12地先	
5	19年度	江戸川区	瑞江駅前通り	250m	東瑞江1丁目26地先～東瑞江1丁目29地先	
6	19年度	江戸川区	篠崎駅前通り	400m	篠崎町7丁目23地先～篠崎町7丁目27地先	
7	19年度	江戸川区	小岩フアロード	840m	南小岩5丁目21地先～南小岩6丁目31地先	
8	19年度	江戸川区	補助289号線(葛西)	2,000m	南葛西6丁目32地先～東葛西5丁目45地先	
9	21年度	江戸川区	京成小岩商業会通り	270m	北小岩6丁目16地先～北小岩6丁目24地先	
10	22年度	江戸川区	小岩駅北口通り	170m	西小岩1丁目26地先～西小岩1丁目24地先	
11	22年度	江戸川区	小岩駅沿道(駅側)	200m	西小岩1丁目24地先～西小岩1丁目27地先	
12	22年度	国交省	京葉道路	590m	小松川3丁目3地先～小松川3丁目12地先	
13	22年度	国交省	小松川橋	720m	小松川3丁目13地先～西小松川町18地先	
14	22年度	東京都	環状七号線	1,170m	中葛西5丁目42地先～南葛西1丁目12地先	
15	23年度	東京都	千葉街道	420m	松本1丁目34地先～本一色2丁目24地先 南小岩4丁目9地先～南小岩4丁目10地先	
16	23年度	江戸川区	堀江並木通り	460m	中葛西8丁目10地先～中葛西7丁目31地先	
17	23年度～24年度	江戸川区	西葛西駅前地区	3,000m	西葛西3、5、6丁目付近	うち 2,610m
18	25年度	江戸川区	補助289号線(船堀)	870m	船堀4丁目12地先～船堀7丁目18地先	
19	25年度～27年度	江戸川区	船堀駅周辺地区	5,540m	船堀3、4、6、7丁目、二之江町付近	
20	26年度～27年度	江戸川区	葛西駅周辺地区	2,390m	東葛西5、6丁目・中葛西6丁目付近	
21	26年度	江戸川区	補助286号線(中央)	400m		
22	27年度	江戸川区	一之江駅周辺地区	500m		
23	27年度	江戸川区	区役所周辺(中央1)	500m		
24	27年度	江戸川区	小岩駅沿道(東)	500m		
25	27年度	江戸川区	鹿骨新橋	300m		
26	27年度	江戸川区	船堀街道 (船堀小～葛西橋通り)	1,000m		
合 計				26,590m		

江戸川区自転車ネットワーク計画より抜粋追記
○の路線が該当路線です。
※西葛西駅周辺地区は次ページ参照

自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況	
整備の有無	有
■実施箇所	特別区道荒294号線（ドナウ通り）
■実施状況	整備延長：433m、施工年度：平成14年度
■実施写真	（対策紹介写真を貼付け） 自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交法により規制されている自転車専用通行帯を除く）：荒川区南千住地先 < 整備後 > 
■特記事項	（特記事項があれば記載をお願いいたします。） ・自転車ネットワーク計画策定前に、歩道内に整備したことになります。 ・令和4年度に策定した自転車活用推進計画（NW計画含む）において、同路線については優先整備路線に位置付けており、今後、車道部に自転車専用通行帯を整備する予定です。（整備延長に計上済み）
■資料	—
■回答者	荒川区防災都市づくり部基盤整備課管理計画係

自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所（道路交通法により規制されている自転車専用通行帯を除く）の整備状況	
整備の有無	有
■実施箇所	調 3 ・ 4 ・ 1 0 品川通り（470m）：調布市小島町 2 丁目付近
■実施状況	京王線連続立体交差事業に伴い整備（2015年施工）
■実施写真	（対策紹介写真を貼付け） 自転車が行通する箇所として帯状の路面表示で整備した箇所 < 整備前 > 2 0 1 4 年  < 整備後 > 2 0 2 4 年 
■特記事項	自転車歩行者道
■資料	調布市自転車ネットワーク計画（平成30年11月策定） https://www.city.chofu.lg.jp/080070/p050071.html
■回答者	調布市都市整備部道路管理課・交通対策課

自転車通行空間整備に対する防災・安全交付金による支援



【資料8-2】

- 自転車通行空間の整備等に対して、防災・安全交付金により支援。
- 地方版自転車活用推進計画に位置付けられた事業に対しては、防災・安全交付金により**重点的**に支援。

防災・安全交付金による集中的支援

【地域における生活空間の安全確保】

防災・安全交付金を活用し、地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策や通学路等の生活空間における交通安全対策等の実施を支援。

《地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策》

延焼を抑制し避難路となる道路や避難場所となる公園・広場等の整備



老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え



《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

○未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

○鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

○地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



歩道幅・ユニバーサルデザイン化

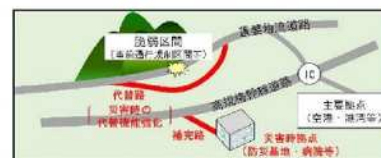


自転車通行空間の整備

《国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）》

○重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

○災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法枠工



雪崩防止柵